

いわき市電子契約に関するQ & A

	質 問	回 答
電子契約のサービスについて		
1	電子契約で法的有効性に問題はないのでしょうか？	今回利用する電子契約サービスは、グレーゾーン解消制度にもとづく申請を行い、デジタル庁・法務省・財務省から「電子署名法第2条第1項に定める電子署名に該当し、記名押印に代わるものとして利用可能」との回答を得ていますので、安心してご利用いただけます。
2	電子契約サービスの利用にあたって必要なものはありますか？	インターネット環境と電子メールアドレスが必要になります。 (電子メールアドレスは、「フリーメール」及び「携帯電話各社のキャリアメール」以外のメールアドレスの利用を推奨しています) ※ICカード及びIC カードリーダ等は不要です。
3	メールアドレスが無い場合はどうしたらよいですか？	従来通り紙の契約書で契約締結をお願いいたします。
4	電子契約サービスの利用にあたっては、費用が発生しますか？	費用は発生しません。
5	電子契約の利用件数に上限はありますか？	上限はありません。
6	電子契約サービスの利用にあたっては、事業者が電子契約サービス事業者と契約する必要はありますか？	事業者が、電子契約サービス事業者と契約する必要はありません。
7	電子契約サービスを利用するためにはアカウントが必要ですか？	アカウントは必要ありません。
8	電子契約サービスにより電子署名を行う上で、自社の印影を電子契約サービス上に登録する必要はありますか？	事業者の印影を登録する必要はありません。 本市の電子契約においては、電子署名しても印影が表示されない(不可視署名)形式を採用しています。
9	署名依頼メールはどのアドレスから届きますか？	署名依頼メールの送信元アドレスは、電子印鑑GMOサイン「noreply@gmosign.com」となります。
10	電子署名が完了したあとの契約書の修正はできますか？	電子契約書のデータそのものの修正はできません。

いわき市電子契約に関するQ & A

	質 問	回 答
電子契約のサービスについて		
11	請書や見積書は、電子契約の対象ですか？	電子契約サービスを利用する場合は、少額の案件であってもすべて「契約書」を取り交わします。
12	請負工事金額がいくらであっても、電子契約の場合は、印紙は不要なのですか。	金額にかかわらず、電子契約サービスで締結した電子契約書は、印紙税法第2条の規定により課税対象となる「文書」に該当しないため、印紙税の納付が不要です。
13	電子契約導入後も、従来どおり紙での契約をする場合、印紙は必要ですか？	印紙の必要な契約は、従来どおり印紙の貼付が必要です。
14	紙契約と電子契約の併用はいつまでですか？ いずれすべて電子契約で手続きすることになりますか？	現時点で全てを電子契約に切り替える予定はありません。 市と事業者の双方にメリットがあると考え、選択肢のひとつとして用意したものです。
15	落札後、従来どおり紙による契約を希望したい場合はどうすればよいですか？	申し出の必要はありません。 落札決定の翌開庁日の正午12時まで、「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」及び必要書類の提出がない場合は、紙による契約締結を希望するものとみなします。
16	契約書(PDF)のダウンロードについて、期限が過ぎた場合はどうすればよいですか？	発注課へ御連絡ください。
17	パソコンが壊れて契約書(PDF)のデータ自体がなくなってしまった場合はどうすればよいですか？	発注課へ御連絡ください。
18	複数人数の署名は可能ですか？ 担当者→部署責任者→契約責任者 このような流れにできますか。	電子契約サービス上では出来ません。 電子署名の依頼は、電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書で指定いただいた、契約権限をお持ちの方おひとりにお送りしています。 社内での確認は、署名依頼メールでお知らせした署名URLから、署名前の文書のダウンロードが可能ですので、ダウンロードした文書でご対応ください。
19	電子契約の案内は本社か地元営業所のどちらへ通知されますか？	入札人へ通知します。

いわき市電子契約に関するQ & A

	質 問	回 答
電子契約のサービスについて		
20	電子契約の提出は、地元営業所店長が送信するのか、営業担当者の送信でもよろしいのでしょうか？	契約権限をお持ちの方からの提出をお願いしています。 いわき市入札参加有資格者名簿において営業所を委任先登録している場合は、営業所の代表者の方もしくはその権限を委任されている方がご提出ください。
21	実際に電子契約の方が簡易的で時間の短縮にもなるとは思いますが、初めて行う場合時間がかかってしまったり、間違いが生じてしまった場合、相談や指導を受けながら行うことは可能ですか。 これにより、契約出来ませんと言われることはないでしょうか。	電子契約は、書面での契約書と違い、日付の遡及が一切できません。 手続きについてご相談等は可能ですが、契約予定日（物品購入や役務的業務は入札心得で指定する期日）を超える見込みとなる場合は、従来通り書面での契約をお願いする場合があります。 また、契約に際して必要な書類に不備・不足があり、これらが期限までに解消されない場合も、書面での契約となりますのでご注意ください。 （書面での契約となった場合は印紙税の納付が必要となります。）
22	電子契約の利用申し込みは、落札後でなければできないのでしょうか。 （事前申し込みは不可でしょうか）	落札者と電子契約を締結しますので、案件ごとの申し込みが必要になります。事前のお申込みは出来ません。
23	提出した契約書（案）に不備があった場合は、連絡がありますか？	不備があった場合は、担当よりご連絡します。
24	契約が、タイトになってしまう。落札から契約日までは、今までとかわらないのですか？何日間を予定していますか？	契約課で実施する建設工事等については、従来3開庁日後を契約日としておりましたが、今回5開庁日後へ修正しました。 契約課で実施する建設工事等以外の運用については、各担当へご確認ください。
25	契約書を締結した契約責任者（所長等）に変更が生じた場合、どのような手続きが必要ですか。	従来通り、押印した上で契約変更届をご提出ください。 提出先は契約担当課へお問い合わせください。

いわき市電子契約に関するQ & A

	質 問	回 答
電子契約同意書兼メールアドレス申出書について		
26	入札案件ごとに提出が必要ですか？	入札案件ごとに提出してください。
27	いつ提出すればよいですか？	落札決定の翌開庁日の正午12時まで提出してください。
28	提出先はどこになりますか？	契約担当課へ電子メールでご提出ください。 送付先のメールアドレスは落札決定の通知等でお知らせします。
29	利用するメールアドレスは、誰のものでもよいですか？	電子署名は押印と同様の位置付けですので、契約を締結する権限のある方のメールアドレスを指定してください。
30	電子入札システムに登録するアドレスと一致させる必要はありますか？	電子入札システムに登録するアドレスと、一致させる必要はありません。
31	利用するメールアドレスは、会社の共通アドレスを使用しても問題ないですか？	会社の共通アドレスを使用しても問題ありません。
32	利用するメールアドレスは案件ごとに変えても良いですか？	案件ごとに変更いただいて差し支えありません。
33	落札決定通知書に契約保証「免除」と記載されている場合は、申出書の契約保証の欄はどれを選択すればよいですか？	落札決定を通知する書類に「契約保証を免除する」と記載されていた場合は、申出書の契約保証の欄は「空欄(何も選択しない)」としてください。
34	申出書に記載した契約保証の方法を契約締結前に変更することはできますか？	担当課へ確認してください。 ※変更の内容や連絡のタイミングによっては、電子での契約ができない可能性があります。その場合は従来どおり紙での契約となりますのでご注意ください。
35	申出書と一緒に提出する書類はありますか？	落札決定を通知する書類に記載されていますので確認してください。 ※建設工事等においては、「契約書(案)」と「仲裁合意書(案)」を申出書の提出と同時に提出する必要があります。 ※電子契約と紙契約で契約書の書式が異なりますのでご注意ください。

いわき市電子契約に関するQ & A

	質 問	回 答
添付書類について		
36	契約日・着工日・契約工期等は事前に分かりますか？	落札決定を通知する書類に記載されていますので確認してください。 ※記載されていない場合は、担当課へ確認してください。
37	契約保証関係の書類は、どのように提出すればよいですか？	契約予定日の前開庁日の正午までに担当課へ提出（持参または郵送）し、契約保証に不備が無い か確認を受けてください。 なお、契約予定日までに契約保証書類の提出がない、または不備が解消されない場合は電子での 契約ができません。その場合は従来どおり紙での契約となりますのでご注意ください。 また、建設工事等において、東日本建設業保証株式会社など保証事業会社の電子保証を利用する 場合は、保証事業会社から提供された「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」を担当課へ電 子メールにより提出してください。（印刷して直接持参でも可）
38	建設工事等の契約書に付随する書類の扱いはどのようになりますか？	着工届、工程表、現場代理人及び主任技術者等通知書（証明書類含む）、建退共関係書類などに ついては、契約予定日の前開庁日の正午までに担当課へ提出（持参または郵送）し、不備が無い か確認を受けてください。 なお、契約予定日までに書類の提出がない、または不備が解消されない場合は電子での契約がで きません。その場合は従来どおり紙での契約となりますのでご注意ください。 なお、「契約書（案）」と「仲裁合意書（案）」については、落札決定の翌開庁日の正午までに電子契約 同意書兼メールアドレス申出書と一緒に担当課へ提出（電子メール）してください。

いわき市電子契約に関するQ & A

	質 問	回 答
その他		
39	電子署名済みの契約書(PDF)のファイル名を変更しても問題ないでしょうか？	ファイル名を変更することは可能です。 ファイル名を変更しても、電子署名の情報は変更されません。
40	電子署名済みの契約書(PDF)にPDF編集ソフト等で補記したいのですが、可能ですか？	PDF編集ソフト等で電子署名済みの契約書(PDF)の内容を変更すると、電子署名が無効となってしまうので、絶対に行わないでください。
41	電子署名はどうやって確認すればよいですか？	電子署名の確認方法につきましては「【事業者様向け】いわき市電子契約ご利用ガイド」をご確認ください。
42	過去の契約実績を証明するために、契約当事者双方が押印した契約書面を提出する場合がありますが、電子契約を利用した場合はどうしたらよいですか？	契約担当課へ「電子契約締結証明書」の発行を依頼し、出力した契約書と併せて提出してください。 (GMOサインのアカウントを持っている場合は、事業者が「電子契約締結証明書」を発行することが可能です。)